

- ・ 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- ・ 取扱時には飲食や喫煙をしないこと。

【注意書き】

〈予防策〉

- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 火花、裸火、高温体などの着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・ 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- ・ 取扱時には飲食や喫煙をしないこと。
- ・ 保護手袋／保護眼鏡／保護マスクを着用すること。
- ・ 屋外または換気の良い場所のみで使用すること。
- ・ 取扱後は手をよく洗うこと。
- ・ 環境への放出を避けること。

〈応急措置〉

- ・ 火災の場合 : 粉末、炭酸ガス、泡消火剤で消火すること。
- ・ 目に入った場合 : 水で数分間注意深く洗う。コンタクトを使用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・ 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。吐かせないこと。口をすすぐこと。
- ・ 皮膚等に付着した場合 : 直ちに汚染した衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を大量の水や石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てをうけること。
- ・ 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。
- ・ 暴露又は暴露の懸念がある場合 : 医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 漏出した場合 : 漏出物を回収すること。

〈保管〉

- ・ 涼しく換気のよい場所で施錠して、保管すること。

〈廃棄〉

- ・ 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に業務委託する

＜ 3. 組成、成分情報 ＞

単一製品・混合物の区別：混合物

危険有害成分：

化学物質名	CAS No.	含有量(%)	備考
エチルメチルケトンペルオキシド	1338-23-4	35 ~ 45	PRTR 1種・758
フタル酸ジメチル	131-11-3	45 ~ 55	
過酸化水素	7722-84-1	1 ~ 5	
メチルエチルケトン	78-93-3	1 ~ 5	

＜ 4. 応急措置 ＞

目に入った場合：

- ・ 直ちに大量の清浄な水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗う。
- ・ 出来るだけ早く医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：

- ・ 付着物を布などで素早く拭き取る。
- ・ 大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しない。
- ・ 外観に変化が見られたり、痛みがある場合は医師の診断を受ける。

吸入した場合：

- ・ 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合は、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合は衣服をゆるめ、呼吸気道を確保した上で、人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受ける。
- ・ 蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：

- ・ 誤って飲み込んだ場合は、安静にして直ちに医師の診断を受ける。
- ・ 嘔吐物は飲み込ませない。
- ・ 医師の指示による以外は無理に吐かせない。

＜ 5. 火災時の措置 ＞

消火剤 : 水 ・ 粉末 ・ 炭酸ガス ・ 泡

- 特定の消火方法：
- ・ 適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。
 - ・ 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
 - ・ 高温にさらされる密閉容器は水を掛けて冷却する。
 - ・ 消火活動は風上から行う。

＜ 6. 漏出時の措置 ＞

- ・ 作業の際は適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- ・ 漏出物は密閉出来る容器に回収し、安全な場所に移す。廃棄までの間保管する場合は、異物混入の起こしているので、容器に十分な量の水を浸しておく。乾燥状態で保管すると発火の危険性がある。
- ・ 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をする。
- ・ 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛り土で囲って流出を防止する。

- ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・河川等へ排出され環境への影響を起こさないように注意する。

< 7. 取扱い及び保管上の注意 >

取扱い：

- ・衝撃、加熱を避けること。
- ・異物との混合、酸、アミン、アルカリ、金属等及び木、紙、織物等の可燃物との接触を避ける。
- ・小分け等の場合は、鉄、銅合金、鉛、ゴム等の容器は避け、ガラス、ステンレス(SUS304又は316)、ポリエチレン、テフロン等の容器を使用する。
- ・換気の良い場所で取扱う。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・転倒、転落しないように注意する。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・工具は火花防止型のものを使用する。
- ・作業中は帯電防止型の作業服、作業靴を使用する。
- ・密閉された場所における作業は、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業する。
- ・皮膚、粘膜、又は衣服に触れたり、目に入らないように適切な保護具を着用する。
- ・取扱い後は手、顔等を良く洗い、休憩所等に手袋などの汚染保護具を持ち込まない。
- ・過去に、アレルギー病状を経験している人は取り扱わない。

保管：

- ・30℃以下の温度で保管する。
- ・転倒・転落しないよう注意する。
- ・日光の直射を避ける。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。
- ・冷暗所、乾燥した場所に保管する。
- ・他の薬品と同じ場所に置かない。

< 8. 暴露防止及び保護措置 >

危険有害成分の暴露濃度：

化学物質名	管理濃度	ACGIH (TLV)
フタル酸ジメチル	—	5 mg/m ³
過酸化水素	—	1 ppm
メチルエチルケトン	—	200 ppm

設備対策：

- ・取扱い設備は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置はアースを取るような設備とする。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とする。
- ・屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用するなど、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とする。
- ・タンク内部の密閉場所で作業をする場合は密閉場所、特に底部まで十分に換気出来る装置を取り付ける。

保護具：

- ・目の保護 ; 取扱いには保護メガネを着用する。
- ・皮膚の保護 ; 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
- ・呼吸系の保護 ; 有機ガス用防毒マスクを着用する。
密閉された場合では、送気マスクを着用する。
- ・その他 ; 静電塗装を行う場合は通電靴を着用する。

< 9. 物理的及び化学的性質 >

外観：

- ・物理状態；液体
- ・色 ; 透明

物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲：

- ・発火点 ; 197℃ (参考値)
- ・引火点 ; 50℃
- ・密度 ; 1.146 (20℃)
- ・自己促進分解温度(SADT) ; 65℃
- ・溶解性 ; 水に不溶

< 10. 安定性及び反応性 >

安定性 : 熱に対して不安定。輸送、貯蔵温度は30℃以下で管理。自己促進分解温度は65℃。

危険有害反応可能性 : 火気や促進剤、金属等の接触により急激に分解し着火し燃焼することがある。

避けるべき条件 : 直射日光を遮蔽し火気厳禁とする。強烈な摩擦、衝撃は避ける。

分解を促進する物質(鉄、銅金属、鉛、ゴム等)との接触を避ける。
一度取り出した過酸化物は、分解を避ける為、元の容器に戻さない。

混触危険物質 : 酸、アルカリ類、アミン類、遷移金属化合物、還元剤等の異物。並びに木、紙、綿、織物等の可燃物。

危険有害な分解生成物：自己促進分解温度の65℃を超えると熱分解により、爆発、発火の起こる恐れ。

<11. 有害性情報>

- 急性毒性 吸入(蒸気)：エチルメチルケトンペルオキシド(区分2)、過酸化水素(区分3)、
メチルエチルケトン(区分4)
吸入(粉塵、ミスト)：過酸化水素(区分2)
皮膚刺激/腐食性：エチルメチルケトンペルオキシド(区分2)、過酸化水素(区分1)、
メチルエチルケトン(区分2)
眼損傷性/眼刺激性：エチルメチルケトンペルオキシド(区分1)、フタル酸ジメチル(区分2B)、
過酸化水素(区分1)、メチルエチルケトン(区分2B)
発がん性：過酸化水素(区分2)
特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)：エチルメチルケトンペルオキシド(区分1)、過酸化水素(区分1)、
フタル酸ジメチル(区分3)、メチルエチルケトン(区分1, 2, 3)
特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)：エチルメチルケトンペルオキシド(区分2)、過酸化水素(区分1)、
メチルエチルケトン(区分1, 2)
その他：目に入り救急処置を誤ると、最悪の場合失明の恐れがある。

<12. 環境影響情報>

- 水生環境有害性 短期(急性)：フタル酸ジメチル(区分3)、過酸化水素(区分1)
・漏洩時、廃棄などの際は、環境に影響を与える恐れがあるので取扱いに注意する。
・特に製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処する。
・本製品の分解性、蓄積性、魚毒性については情報を有していない。

<13. 廃棄上の注意>

- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さない。
・排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をする。

<14. 輸送上の注意>

- ・共通：・30℃以下の温度で輸送する。
・衝撃、加熱を避けること。
・容器は漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に
行う。
・取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。
・陸上輸送：消防法、労働安全衛生法、毒物・劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる
運送方法に従う。
・海上輸送：船舶安全法に定めるところに従う。
・航空輸送：航空法に定めるところに従う。
・国連分類及び国連番号：クラス5.2 有機過酸化物 UN3101 指針番号146

<15. 適用法令>

- ・化学物質管理促進法 (PRTTR法)
2022年3月31日まで：非該当
2022年4月1日から：第1種指定化学物質(エチルメチルケトンペルオキシド-管理番号758)
・労働安全衛生法 危険物：爆発性の物
通知物質(エチルメチルケトンペルオキシド、フタル酸ジメチル、過酸化水素、メチルエチルケトン)
有機溶剤中毒予防規則：第2種有機溶剤(メチルエチルケトン)
・航空法：有機過酸化物(航空輸送が禁止されている危険物)
・消防法：第5類第2種自己反応物質(有機過酸化物含有物) 危険等級II

<16. その他の情報>

主な引用文献

- ・(社)日本塗料工業会編集「GHS対応SDSラベル作成ガイドブック」
・(社)日本塗料工業会編集「SDS用物質データベース」
・溶剤ポケットブック

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。

未知の有害性がありうるため、取扱いには細心の注意が必要で、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い致します。